

〔チーム研究1〕子ども虐待に関する研究(4) (主任研究者 高橋重宏)

その2 日韓の子ども虐待と家庭内暴力に関する研究

子ども家庭福祉研究部	高橋重宏
韓国国務総理青少年保護委員会委員長	金 聖二
ソウルYMCA総合社会福祉館	Cho Namhee
梨花女子大学大学院	李 世瑛
子ども家庭福祉研究部	才村 純・山本真実
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課	前橋信和
日本社会事業大学大学院	申 和静・文 美蘭

要約

本研究は、日本と韓国の共同研究として両国の子ども虐待の実態とその対応、韓国における家庭内暴力の実態とその対応について東京とソウルでセミナー形式で研究協議を行った。その成果として、厚生省『子ども虐待対応の手引き』（2000年11月改訂版）を韓国語に翻訳し、韓国国務総理青少年保護委員会から刊行した。本報告は、日本で開催されたセミナーで韓国側から報告された家庭暴力に関する研究報告を掲載した。

見出し語：家庭暴力、家庭暴力防止法、家庭暴力犯罪

Team Research 2

A Comparative Study of Child Abuse and Domestic Violence in Japan and South Korea

Shigehiro Takahashi, Kim Soni, Cho Namhee, Lee Seyoung, Jun Saimura,
Mami Yamamoto, Nobukazu Maehashi, Shin Hwajung, Moon Miran

Abstract:

This study is part of a Japan-South Korea joint research project that looks at the situation of child abuse and responses to the child abuse in the two countries, and the domestic violence in South Korea and the responses to this. The project was held in seminar format in both Tokyo and Seoul. As a result of the joint project, *The Handbook in Response to Child Abuse* (published by the Japanese Ministry of Health and Welfare, November, 2000) was translated into Korean and distributed by the Youth Protection Committee of the Korean Prime Minister's Office. This report discusses the situation of domestic violence in South Korea presented by Korean delegates at the Tokyo seminar.

Key Words:

Domestic violence, domestic violence prevention law, the crime of domestic violence.

1. 韓国人の家庭暴力の実態と原因

ここでは、夫婦間の暴力問題と青少年の親に対する問題を扱うこととする。

1. 夫婦間の家庭暴力実態と原因

1) 家庭暴力の定義

家庭暴力犯罪の処罰などに関する特例法による家庭暴力の定義は、「家庭構成員の間で身体的または財産上被害を伴う行為をいう」と示してある。またここで示す家庭構成員とは、1) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ）または配偶者関係にいた者、2) 自分または配偶者と直系尊卑属関係（事実上の養親子関係を含む。以下同じ）、3) 継父母と子の関係または嫡母と庶子の関係に在るか、いた者、4) 同居する親族関係に在る者、を指す。

家庭暴力犯罪とは、家庭暴力として傷害、尊属傷害、遺棄、尊属虐待、嬰兒遺棄、児童酷使などを含む。

2) 韓国の家庭暴力実態

(1) 夫婦暴力発生率（表1）

夫婦暴力発生率は、アメリカ 16.1%、在米韓国人 18.8%、香港 14.2%、韓国 31.4%という結果になった。他国と比較して、韓国では2割近く高い確率で夫婦暴力が発生していることがわかる。

(2) 夫婦程度別夫婦暴力発生率（表2）

夫婦程度別夫婦暴力発生率は、アメリカでは「夫殴打」が「妻殴打」を若干上回る数値であるのに対して、韓国では、「妻殴打」が「夫殴打」を大きく上回る結果となった。ただ、両国における調査時期が10年以上異なるため、単純に比較することは難しい。

3) 家庭暴力の原因

(1) 人口学的要因（表3）

a. 年齢

年齢別による家庭暴力（軽微な暴力）の発生率は、20代（39.0%）が最も多く、次いで40代（30.7%）、以下30代（27.3%）、50代（24.1%）、60代以上（20.9%）という結果になった。

b. 学歴

学歴別による家庭暴力（軽微な暴力）の発生率は、多い順に、「専門大卒」（37.1%）、「中卒以下」（30.3%）、「高

卒」（29.3%）、「大卒以上」（21.5%）となっている。

c. 職業類型

職業類型別による軽微な暴力の発生率は、「事務職」（22.9%）、「生産職」（30.5%）であった。

d. 所得水準

所得水準別による軽微な暴力の発生率は、多い順に「100万ウォン以下」（30.7%）、「301万ウォン以上」（28.3%）、「101-200万ウォン」（28.0%）、「収入なし」（27.5%）、「201-300万ウォン」（22.2%）という結果になった。

(2) 夫婦権力要因（表4）

「男性優位型」が他の類型と比して最も暴力発生率が高い。また、葛藤水準が高くなるほど、暴力発生率も高くなっている。

(3) 態度による要因

1. 夫婦性別による妻殴打に対する許容度（表5）

妻殴打に対する許容的態度は、男性（30.8%）、女性（22.9%）となっており、男性の方が妻殴打に対して、やや許容的である。

2. 夫の妻殴打に対する許容的態度と妻殴打（表6）

夫による妻殴打に対して「軽微な暴力」に対する許容度は、男性（49.2%）、女性（14.2%）であり、「深刻な暴力」に対しては、男性（14.8%）、女性（3.5%）であった。

(4) 飲酒要因

夫の飲酒類型による妻殴打（表7）

夫の飲酒量が多いほど、暴力の発生率も高くなっている。

(5) ストレス要因

夫のストレスと妻殴打（表8）

夫のストレスが高いほど、妻に対する暴力の発生率は高くなっている。

研究結果をみると次のことがいえる。家庭で夫婦暴力発生率は31.4%で10組のうち3組以上が1年間で夫婦暴力を経験したことになる。このうち夫による妻殴打は妻による夫殴打率15.8%よりさらに高い発生率を示している。

人口学的要因と軽微な妻殴打は年齢、学歴、職業類型などが関係があると調査された。また所得水準は軽微な妻殴打と相関関係をもたないことと調査された。深刻な妻殴打の場合は、年齢、学歴、職業類型、所得水準などの人口社会学的要因のうち職業類型だけが関連があると

調査された。

夫婦権力構造、葛藤、そして夫の妻殴打率の間の関連性を示した研究結果を通じ葛藤と暴力の間の関係が夫婦権力構造と強い相関関係があることを確認することができる。夫婦権力構造と葛藤による妻殴打率は次のような傾向を示している。1) 夫による意思決定が多くなるにつれて、即ち、男性優位型の権力構造であればあるほど夫は暴力的である。2) 葛藤水準が高い夫婦であればあるほど夫はさらに暴力的である。3) 同じ葛藤水準を経験したとしても男性優位型権力構造の夫が他の権力類型の夫より妻に暴力を行使する確立が高いといえる。

妻殴打に関する夫の態度と実際の暴力行動とは高い相関関係があるという結果が示された。妻殴打に対し許容的態度をもった男性であればあるほど実際妻をより多く殴打し、これは軽微な暴力から深刻な暴力にいたるまで一貫して現れたといえる。

続けて、夫の飲酒による妻殴打率は飲酒類型と禁酒、低い、中間、高くなるほど夫が妻をより多く殴ると結果が出た。これは統計的に有意な結果 ($p < .01$) で飲酒程度が深刻になればなるほど妻殴打率も増加する傾向がある。しかし、普段妻殴打に対し許容的態度をもった男性は酒を理由に妻を殴ることと現れ、飲酒と妻殴打の関係に対し長期的研究が要求される。

最後に、夫のストレス水準による妻殴打率はストレス水準が高くなればなるほど全般的に夫婦暴力率が上昇していることが明らかにされた。

韓国社会の家庭暴力問題は、これ以上家庭内の問題としてみてはいけないということがこの調査の結果からいえる。社会がもっと積極的に介入しなければならない問題で、治療と予防のために社会福祉によるより積極的な介入が要請される。統合的な社会福祉の介入を通じ問題を解決できるからである。韓国の家庭暴力の問題解決のためには実態調査をベースに家庭暴力が発生する原因の究明をより体系的にすべきである。

2. 青少年の家庭内暴力現況

—臨床家の意見を中心に—

家庭内暴力の場合は、正確な情報を得るのは難しい。これは家庭という枠内で起こるもので、当事者は外に露出することを嫌がることもあり、特に子の親に対する親虐待は“子どもの教育に問題がある”などの表現を良く使う韓国社会ではその効果でさらに問題が顕在化しにくい。またこのような虐待問題は、家庭内にいろんな問題が散在するなかでそのうち一つの問題にすぎないという見方もあり、子が親を殴ったことが理由で社会に浮かんてくることはあまりない。

最近我が国では家庭内でおこる児童虐待と妻虐待の被害者のための機関や支持集団などが活性化されているし、学会でも関心が徐々に高調していきつつある。しかし、青少年が親に示す暴力に対してはその深刻さにも関わらずまだ社会の関心と研究が不足しているといえる。

ここでは、1997年社会精神健康研究所によって青少年の家庭内暴力に関する実態調査をみて、現況を把握することにする。

1) 実態調査

(1) 調査方法

1997年の韓国青少年関連臨床機関に所属された臨床家(病院、相談所、福祉館など)最近6ヶ月(従事した当時から)の間、親に暴力を振るった事例を経験したか調査した。郵便で992部が配られ、そのうち105部が回収されたという。(表9)

(2) 青少年の家庭内暴力に関する実態調査結果

①家庭内で青少年が振るう暴力の事例頻度

105名の臨床家が調査当時から相談した全体の青少年問題事例22,468件のうち親に暴力があった事例は1,880件で青少年相談事例全体の8.4%に達すると現れた。

全体の親に対する事例(暴言、物の破壊、脅しを含む)の平均は17.9%で、さる6ヶ月間一人の臨床担当者が平均18名程度の親暴力の事例を相談したことになる。

(3) 暴力の類型(表10)

「親に暴言」(64.1%)が最も多く、次いで「器物破壊/投げる」(20.9%)、「身体的暴行」(7.2%)、「凶器などで脅す」(4.0%)という結果であった。

(4) 暴力を振るうときの青少年の状態 (表 11)

「その他(薬物乱用)」(35.5%)が最も多く、次いで「神経症」(24.9%)、「精神症」(11.4%)であった。

(5) 暴行の原因 (表 12)

「親との意見衝突」(40.8%)が最も多く、次いで「学校不適応」(16.1%)、「親の虐待に対する反発」(10.4%)、「その他(兄弟の葛藤、親の無関心など)」(8.4%)という結果であった。

(6) 暴行の様状 (表 13)

「暴力+登校拒否+非行」(37.2%)という、問題が重複したケースが最も多く、次いで「暴力+非行」(24.3%)、「暴力+登校拒否」(22.8%)、「暴力行動のみ」(15.7%)であった。

(7) 深刻さに対する認識 (表 14)

「とても深刻である」(58.1%)が最も多く、問題の深刻さ、重大さに対する認識は高いといえる。次いで「すこし深刻である」(32.4%)、「あまり深刻でない」(2.9%)という結果であった。

2) 青少年が報告する親を暴行する理由

親に対する恨み(自分を良く育てていないなど)が最も多く、学校不適応、友人関係を親のせいにするなど、神経質になったり、ストレス解消のためになどが理由としてあげられた。

3) 親暴行のあとの青少年の態度

大抵は行動が過激だったなどと後悔したりもするが本当にそう思っている場合はあまりない。セラピストが聞くと適当に答えたりするケースが多く、暴行当時の感情や考えによって暴行以後の自分の行動に対する態度は次の二つで集約される。

- ① 罪悪感がある場合—瞬間的に“キレて”暴行を行う場合は多少その瞬間の衝動に対して後悔する傾向がある。
- ② 罪悪感がない場合—親に対する憎悪である。自分が経験するいろんな困難が親のせいであると考える場合

4) 親に暴行した青少年の特徴

(1) 性格上での特徴

- ・内気な傾向が強く、小心で固執があり、強迫的な性格が強い。

- ・社会性不足

- ・情緒的未熟

(2) 学校及び社会生活

大半が問題行動に走る前は親に従っていた方で、模範生は多く、一般的な非行青少年とは違い親に対する暴行があっても学校または社会生活では問題を起こさない者が多い。

5) 家族及び親の特徴

(1) 父の特徴

大抵が父はエリートであったり、安定した社会的地位をもった場合が多く、性格的に完璧主義の方で、また感情表現が不足し、社会の目を強く意識している場合が多い。

(2) 母の特徴

母の方の場合は、一見特に問題がないようにもみえるが、情緒の面が未熟であって社会活動や対人関係の幅が小さい場合が多い。夫に対しては従う方で、受動的である傾向が強く、療育態度は過保護的で干渉的である。特に成績や勉強することに干渉が多く勉強以外は子どもの要求に対しとても許容的である。

(3) 夫婦関係

父の権威的態度と母の従順な態度の構造である。役割分担は、母は子どもの養育を全部する場合が多く、子どもにとっても自分の問題を母のせいにし、合理化させる口実を提供している。

(4) 親—子どもの関係

大半の事例で尊敬することがなく、かえって敵対心をもつ場合が多い。特に父に対しては心理的距離感を感じているし、母に対しては過保護や干渉に対し不満が多いが同時に依存的な感情をもっているという。

6) 問題解決案

相談機関の活性化—家庭暴力防止法によると相談機関とその他家庭暴力防止に関連されている機関の活性化に対する法律が提示された。しかし、現在の実情では、青少年が暴力を行使した場合は監護署や精神病院に入所しなければならない状況である。青少年の問題と共に家族間の問題も一緒にみていかなければならない。

II. 家庭暴力防止法

1. 制定

家庭暴力防止法は1994年世界家庭の年を迎え、女性、児童問題の相談に応じ一時保護施設を運営していた団体が集まり“家庭暴力追放週間”行事を行った後“家庭暴力防止法制定の全国連帯”を結成し活動を始めた。“家庭暴力防止法制定のための全国連帯”は、1995年家庭暴力防止に関する立法令調査、家庭暴力防止法専門家workshopを通じ家庭暴力防止法制定方向に関する各界各層の意見を受け入れた。1996年韓国女性団体連合内に“家庭暴力防止法制定推進特別委員会”が結成され家庭暴力防止法の必要性に対する対国民広報を強化した。1996年8月、“家庭暴力防止法制定推進汎国民運動本部”が結成され各地域運動本部と共に家庭暴力防止法制定のために署名運動と案作業に拍車をかけ、1997年10月30日、8万5千人余りの署名で“家庭暴力防止法案”を国会に請願した。このような“家庭暴力防止法範国民運動本部”の活動に刺激された各党は1997年下半期新韓国党、国民会議、自民連3党とも家庭暴力防止に関する法律を提案して1997年11月17日、“家庭暴力犯罪の処罰などに関する特例法案”と“家庭暴力予防及び被害者保護に関する法律”に分かれ国会法委を通過し、1998年7月1日から施行された。

2. 制定の意味

家庭暴力防止法制定は、それまでは個人のこと、またはプライベートなことだと思っていた家庭暴力が社会的な問題として受け入れられたことを意味する。

*効果

1 認識の転換

家庭暴力に公権力が行使され犯罪行為であることを明示した

2 予防的効果増大

家庭暴力事件の早期発見を可能にする

3 社会的支援と統制が可能

家庭暴力行為者は、相談、治療命令など様々なプログラムの対象になる

3. 家庭暴力防止法及び被害者などに関する

法律（家庭暴力防止法）

制定 1997.12.31 法律第5487号

第一条<目的>

この法律は家庭暴力を防止し、家庭暴力の被害者を保護することによって健全な家庭を育成することを目的とする。

第二条<定義>

この法で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. “家庭暴力”とは、家庭暴力犯罪の処罰などに関する特例法第二条第一号で規定している行為をいう。
2. “家庭暴力行為者”とは家庭暴力犯罪の処罰などに関する特例法第二条第四号で規定している者をいう。
3. “被害者”とは、家庭暴力によって直接的に被害を覆った者をいう。
4. “一時保護”とは、家庭暴力から被害者またはその家庭構成員を保護するために宿食提供などの方法で一定期間行われる保護をいう。

第三条<家庭の保護と維持>

国家と地方自治団体は全ての個人が家庭で安全で健康な生活が営為できるように健全な家庭と家族制度を維持・保護するために努力しなければならない。

第四条<国家などの責務>

①国家と地方自治団体は家庭暴力の予防と防止のために次に述べることを措置することとする。

1. 家庭暴力に関する申告体制の構築及び運営
2. 家庭暴力の予防と防止のための研究、教育及び広報
3. 被害者のための保護施設の設置・運営及びその他被害者に対する支援サービスの提供
4. 家庭暴力の実態調査
5. 家庭暴力の予防と防止のための関係法令の整備及び各種政策の樹立及び施行

②国家と地方自治団体は第一項の規定による責務を尽くすためにこれに伴う予算上の措置を行うこととする。

③特別市、広域市、道（以下“市・道”とする）及び市・郡・区に家庭暴力の予防と防止業務を担当する機構と公務員を置かなければならない。

④国家と地方自治団体は第五条第二項及び第七条第二項の規定による設置・運営する家庭暴力防止法暴力関係相談所と家庭暴力被害

者保護施設に対し警備を補助するなどこれらを育成・支援しなければならぬ。

第五条<相談所の設置・運営>

- ①国家または地方自治団体は家庭暴力関係相談所（以下“相談所”とする）を設置・運営できる。
- ②国家または地方自治団体以外の者が相談所の設置・運営を図る場合は、特別市長・広域市長または道知事（以下“市・道知事”という）に報告しなければならない。
- ③相談所の設置基準、相談所に置く相談員の資格基準と数及び申告手順などに関する必要な事項は保健福祉部令で定める。

第六条<相談所の業務>

相談所の業務は次のとおりである。

1. 家庭暴力の申告を受け付けたり、これに関する相談に応じること。
2. 家庭暴力によって家庭生活及び社会生活が困難であったり、その他緊急に保護を必要とする被害者に対する臨時保護をするなど医療機関または家庭暴力被害者保護施設に引き渡すこと。
3. 行為者に対する告発など法律的事項に関する諮問を求めめるために大韓弁護士協会または地方弁護士会及び大韓法律救助公団などに必要な協助と支援を要請すること。
4. 警察官署などから引き渡された被害者の臨時保護。
5. その他、家庭暴力に関する調査・研究

第七条<保護施設の設置>

- ①国家または地方自治団体は家庭暴力被害者保護施設（以下“保護施設”と称する）を設置・運営することができる。
- ②社会福祉法人その他非営利法人は市・道知事の認可を受け保護施設を設置・運営することができる。
- ③保護施設の設置・運営基準及び認可などに関して必要な事項は保健福祉部令で定める。

第八条<保護施設の業務>

- ①保護施設の大統領令が定めることによって次の業務を担当することとする。
 1. 第六条各号の業務
 2. 被害者を一時保護すること
 3. 被害者の身体的・精神的安定及び家庭復帰を助けること
 4. 他の法律により保護施設に委託した事項
 5. その他被害者の保護のために必要な事項は保健福祉部令で定める。
 - ②保護施設の長は第一項各号による費用の全部または一部を家庭暴力行為者から求償することができる。
- この場合、その求償手続は国税または地方税滞納処分手続の令に

よる。

第九条<被害者意思の尊重義務>

相談所または保護施設の長は、被害者の明示した意思に反して第八条第一項第二号及び第十八条の保護を行使することはできない。

第十条<相談所または保護施設の休止または廃止>

第五条第二項または第七条第二項の規定によって設置された相談所または保護施設を休止または廃止しようとするときは保健福祉部令が定めることによって事前に市・道知事に申告しなければならない。

第十二条<認可の取り消しなど>

市・道知事は相談所または保護施設が次の各号の1に該当する場合はその業務の停止または廃止を命じるかまたは認可を取り消すことができる。

1. 第五条第三項または第七条第三項の規定による設置基準に達しない場合
2. 第五条第三項の規定による相談員の数に達しないかまたは資格がない者を相談員に採用した場合
3. 正当な理由もなく第十一条の第一項の規定による報告をしていないかまたは虚偽報告をした場合または調査・検査を拒否するかまたは忌避する場合
4. 第十五条の規定に違反して相談所または保護施設を営利の目的で運営する場合
5. その他この法またはこの法による命令に違反する場合または設置目的に違反する行為をした場合

第十三条<経費の補助>

国家または地方自治団体は第五条第二項または第七条の規定による相談所または保護施設の設置・運営に所要される経費の一部を補助できる。

第十四条<相談所の統合設置及び運営>

国家または地方自治団体はこの法によって設置運営する相談所または保護施設を大統領令で定める類似な性格の相談所または保護施設と統合し設置・運営することを勧告することができる。

第十五条<営利目的運営の禁止>

相談所や保護施設は営利を目的に設置・運営してはならない。

第十六条<秘密厳守の義務>

相談所または保護施設の長やこれを補助する者またはその職にいた者はその職務遂行上知った秘密を漏洩してはならない。

第十七条<類似名称使用禁止>

この法による相談所または保護施設で無い場合、家庭暴力関係相談所・家庭暴力保護施設またはこれと類似である名称を使用してはならない。

第十八条<治療保護>

①医療機関は被害者本人・家族・親戚または相談所や保護施設の長の要請がある場合は被害者に対し次の各号の治療保護を実施しなければならない。

1. 保健に関する相談及び指導
2. 身体的・精神的被害に対する治療
3. その他大統領令が定める医療に関する事項

②第一項の治療保護に必要な一切の費用は家庭暴力行為者が負担する。ただし、家庭暴力行為者がこれを負担したあと家庭暴力行為者に対し求償権を行使する。

③第二項の費用負担のための手続、求償権の行使手続などに関して必要な事項は保健福祉部令で定める。

第十九条<権限の委任>

保健福祉部長官は市・道知事はこの法による権限の一部を市・道知事または市長・郡守・区庁長に委任することができる。

第二十条<罰則>

次の各号の一に該当する者に一年以下の懲役または五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

1. この法による申告または認可なしに相談所または保護施設を設置・運営した者
2. 第十二条の規定による業務の停止または廃止命令を受けても相談所または保護施設を続けて運営した者
3. 第十六条の規定による秘密厳守の業務を違反した者

第二十一条<両罰規定>

法人の代表者や法人または個人の代理人・使用人その他従業員がその法人または個人の業務に関して第二十条の違反行為をした場合に行為者を罰する以外その法人または個人に対しても同じ条の罰金刑を科する。

第二十二条<過怠料>

①次の各号の一に該当する者は三〇〇万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 正当な理由もなく第十一条第一項の規定による報告をしない場合または、調査・検査を拒否するか忌避した者

2. 第十七条の規定による類似名称使用禁止を違反した者

②第一項の規定による過怠料は大統領令に定めることにより保健福祉部長官または市・道知事が賦課・徴収する。

③第二項規定による過怠料処分に不服する者はその処分の告知を受けた日から三十日以内に保健福祉部長官または市・道知事に異議を提議することができる。

④第二項の規定による過怠料処分を受けた者が第三項の規定による異議を定義した場合には保健福祉部長官または市・道知事は遅滞なく管轄法院にその事由を通知しなければならないし、その通知を受けた管轄法院は非訴事件手続法による過怠料の裁判をする。

⑤第三項の規定による期間内に異議を提議しないで過怠料を納付していない場合には国税または地方税滞納処分手続の令によってこれを徴収する。

付則

この法は1998年7月1日から施行する。

3. 家庭暴力犯罪の処罰などに関する特例法

制定 1997.12.13 法律第5436号

第一章 総則

第一条<目的>

この法は家庭暴力犯罪の刑事処罰節次に関する特例を定めて家庭暴力犯罪を犯した者に対し環境の調整と性行の矯正のために保護処分を行うことによって家庭暴力犯罪で破壊された家庭の平和と安定を回復し健康な家庭を育成することを目的とする。

第二条<定義>

この法で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. “家庭暴力” というのは家庭構成員の間の身体的、精神的または財産上被害を伴う行為をいう
2. “家族構成員” というのは次の各目の1に該当する者をいう。
 - あ. 配偶者（事実上婚姻関係にいた者を含む。以下同じ）
または配偶者関係にいた者

III. 家庭暴力防止法の問題点と改善方案

1. 家庭暴力事件処理不満申告分析

1) 警察の家庭暴力事件処理の問題点

123件の申告事例(表15)のうち102件が警察の家庭暴力事件処理に関する不満事項で、検察に関する不満事項は3件である。これは家庭暴力事件と最初に会う機関が警察で、検察にいくまで一定時間がかかった後であると考えられるからである。また警察が家庭暴力事件を立件し検察に送致せずに叱るか、それとも真面目に処理していないからである。

2) 警察の家庭暴力事件処理不満内容

・警察が現場に出動したが事件処理が十分にされていない場合—事例

1. 他の措置なしに“悔しかったら診断書取ってきて告訴しろ”といった場合

2. 警察が“家庭暴力犯罪処罰に関する特例法”の内容をよくわからなくて事件処理をしていない場合・・・etc

・警察が家庭暴力事件に対し消極的に対処し家庭暴力に対する応急措置を行っていない場合

1. 家庭暴力で警察に申告したのに犬が2匹いて警察は入らずにそのまま帰ってしまった場合

2. 警察に申告して警察が出動したが、ギャング出身の父が上半身裸で出て行き「身内のことだからかまわないでくれ」と怒鳴られて帰ってしまった場合

・警察官が加害者の立場で事件を処理する事例

1. 数年間続いた家庭暴力を申告し警察が出動したが、なるべく二人で解決しろ、と夫の立場で話して帰ってしまったこと・・・警察が帰った後、夫は私を引き摺り回した。

・警察が加害者を警察まで連れていったが加害者を叱った後返した場合

これらの事例は警察官が“家庭暴力犯罪処罰に関する特例法”をよく理解していなく、家庭暴力に対する間違った通年にそのまま従っているためである、

3) 警察が家庭暴力の犯罪の捜査に最も気を遣うべきこと

家庭暴力防止法では、1) 家庭暴力に対する即時的介

入、2) 警察の態度を全面的に変えることを要請している。しかし、事例でみたように多くの問題が発生している。これらの問題を解決するには、

ア) 警察に対する“家庭暴力犯罪処罰などに関する特例法”が詳しく教育されなければならない。

イ) 捜査にあたって、家庭暴力被害者の特性を理解し配慮する捜査が行われるべきである。

4) 検察の家庭暴力事件の問題点の代案

ア) 家庭暴力に対する基本的な教育と家庭暴力防止法に対する教育が必需である。検察では、警察から送致されてきた事件を家庭保護事件として扱うべきであるか、それとも一般刑事事件として扱うべきであるかを定める重要な理解が先行されなければならない。

イ) 家庭暴力被害者を捜査するときに、基本指針などを計画し被害者の人権を保障し家族の平和と安定を回復する役割をしなければならない。

5) 家庭暴力事件の申告者と被害者家庭暴力事件処理

ア) 機関に対する教育；家庭暴力を早期発見するために作られた申告義務をもっている学校、病院

イ) 申告者に対する配慮；警察では申告者の身辺を保護し、申告事件に対し即刻的に処理してくれれば申告はもっと増えるであろうと展望している。

(表1)

暴力類型	夫婦暴力発生率(%)			
	アメリカ (1985) ¹ n=3520	在米韓国人 (1993) ² n=260	香港 (1994) ³ n=382	韓国 (1997) ⁴ n=1523
夫婦暴力	16.1	18.8	14.2	31.4

¹ 全米家庭暴力実態調査はStraussとGellesにより、全米3,520家庭を対象に実施された。

² 在米韓国人家庭暴力実態調査は1993年金ゼヨブによりニューヨークとシカゴの韓国人家庭260家庭を対象に実施された。

³ 香港家庭暴力実態調査は1994年So-kum Tangによって香港の382家庭を対象に実施された。

⁴ 全国家庭暴力実態調査は1997年金ゼヨブにより全国1,523家庭を対象に実施された。

(表2)

暴力類型	夫婦暴力発生率(%)			
	韓国(1997) ¹		アメリカ(1985) ²	
	軽微な暴力	深刻な暴力	軽微な暴力	深刻な暴力
妻殴打	27.5	7.9	10.2	3.4
夫殴打	15.5	2.8	11.9	4.8
相互殴打	12.0	1.6		

¹ 全国家庭暴力実態調査は1997年金ゼヨブにより全国1,523家庭を対象に実施された。

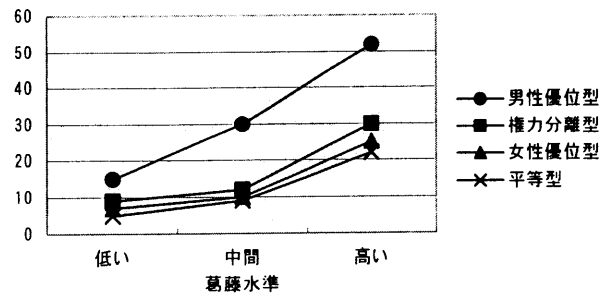
² 全米家庭暴力実態調査はStraussとGellesにより、全米3,520家庭を対象に実施された。

(表3)

暴力有無	人口社会的要因	軽微な暴力有無		χ^2	Sig
		暴力あり (%)	暴力なし (%)		
a. 年齢	n				
20代	82	39.0	61.0	12.5345	0.01379*
30代	451	27.3	72.7		
40代	332	30.7	69.3		
50代	232	24.1	75.9		
60代以上	182	20.9	79.1		
b. 学歴	n				
中卒以下	294	30.3	69.7	12.6817	0.00538**
高卒	467	29.3	70.7		
専門大卒	62	37.1	62.9		
大卒以上	437	21.5	78.5		
c. 職業類型	n				
事務職	471	22.9	77.1	9.4923	0.0049***
生産職	666	30.5	69.5		
d. 所得水準	n				
収入なし	102	27.5	72.5	3.6761	0.45161
100万ウォン以下	306	30.7	69.3		
101-200万ウォン	493	28.0	72.0		
201-300万ウォン	153	22.2	77.8		
301万ウォン以上	53	28.3	71.7		

*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

(表4)



(表5)

妻殴打に対する 許容的態度	夫婦性別 (%)			
	男子 (N=419)	女子 (N=852)	χ^2	Sig
はい	30.8	22.9	9.230	.002**
いいえ	69.2	77.1		

**P<.01

(表6)

妻殴打類型	妻殴打に対する許容的態度 N (%)			
	はい N=419	いいえ N=852	χ^2	Sig
軽微な暴力 104	63 (49.2)	41 (14.2)	57.838	.000***
深刻な暴力 29	19 (14.8)	10 (3.5)	17.670	.000***

***P<.001

(表7)

夫の 妻殴打	夫の飲酒類型 N (%)				χ^2	Sig
	禁酒 % N=278	低い % N=70	中間 % N=605	高い % N=252		
軽い N=327	22.3	24.3	26.0	35.7	13.340	.004 **
深刻な N= 94	5.7	7.1	5.3	16.1	31.784	.000 ***

P<.01, *P<.001

(表8)

暴力類型	ストレス			Sig
	低い集団 (N=128)	中間集団 (N=153)	高い集団 (N=138)	
軽微な暴力	12.9	22.7	38.1	.000 ***
深刻な暴力	3.4	5.2	11.0	0.012 *

*p<0.05, ***p<0.001

(表9)

応答機関	頻度	%
病院	34	32.4
相談所	47	48.8
保護観察所	6	5.7
福祉館	8	7.6
無回答	10	9.5
合計	105	100.0

(表10)

暴力の類型	頻度	%
親に暴言	1,206	64.1
器物破壊及び投げる	392	20.9
凶器などで脅す	76	4.0
身体的暴行	136	7.2
無回答	70	3.8
合計	1,880	100.0

(表11)

青少年の状態	頻度	%
精神症	215	11.4
神経症	468	24.9
その他 (薬物乱用など)	667	35.5
無回答	530	28.2
合計	105	100.0

(表12)

暴行原因	頻度	%
学校不適応	302	16.1
親との意見衝突	767	40.8
親の虐待に対する反発	196	10.4
その他 (兄弟の葛藤、 親の無関心など)	158	8.4
無回答	457	24.3
合計	105	100.0

(表13)

暴行の様状	頻度	%
暴力行動だけの場合	295	15.7
暴力+登校拒否	429	22.8
暴力+非行	456	24.3
暴力+登校拒否+非行	700	37.2
合計	105	100.0

(表14)

深刻程度	頻度	%
全然深刻でない	0	0.0
あまり深刻でない	3	2.9
すこし深刻である	34	32.4
とても深刻である	61	58.1
無回答	7	6.7
合計	105	100.0

(表15)

家庭暴力事件処理不満申告センター			
申告を受けた期間	1998年7月1日～9月30日まで3ヶ月間		
総申告件数	123件	102件	警察に関する件
		3件	検察に関する件
		18件	家庭暴力防止法に関する問い合わせ及び告訴の手續きに関する疑問